

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について（議案第 3 2 号）

社会福祉課

1 改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、前橋市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、前橋市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。
- (2) 委員会の委員は、医師その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 施行期日

公布の日

4 附則で改正する条例

前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

（前橋市災害弔慰金等支給審査委員会の委員長及び委員の報酬について、委員長は日額 9, 6 0 0 円、委員は日額 8, 7 0 0 円と定める。）